

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	中央物産株式会社
【英訳名】	CHUO BUSSAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児島 誠一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	中央物産株式会社静岡支店 (静岡県静岡市駿河区丸子新田331番地の1) 中央物産株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市宝町21番36号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長児島誠一郎は、当社の第65期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。